

No.21

2003年10月発行

淀川水系 流域委員会 淀川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第21回淀川部会の内容……………P.1
- 配付資料リスト……………P.6
- 淀川部会 魚道現地視察の内容……………P.7
- 淀川部会 委員リスト……………P.12
- これまで開催された会議等について……………P.13
- 配付資料及び提言の閲覧・入手方法・ご意見受付……………P.14

平成15年7月5日(土)、第21回淀川部会が行われました。



【京都リサーチパークにて】

第21回淀川部会の内容

委員会およびテーマ別部会の状況報告が行われたあと、検討班からの報告をもとに、淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）について、検討が行われました。

第21回淀川部会結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年7月5日（土） 13:30～16:55

場 所：京都リサーチパーク 地階 バズホール

参加者数：委員 15名（1名は部会長の要請により参加）、河川管理者 18名、一般傍聴者 67名

1 決定事項

淀川部会の現地視察（木津川筋の魚道を中心とした視察）を7月28日に実施する。

2 審議の概要

委員会およびテーマ別部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」、資料3「7月～9月の委員会、部会、運営会議の日程について」をもとに、これまでの開催状況、地域別部会の役割、意見書作成までの流れについて説明が行われた。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）（以下、説明資料（第2稿））の検討について

資料2-1「淀川部会検討会（2003.6.26開催）の内容報告」をもとに前回の検討会（6月26日）で議論された内容「水源保全のための森林」「流砂の遮断」「魚道」「堤防強化」について意見交換が行われた。また、「琵琶湖の浸水被害の軽減と天ヶ瀬ダム、瀬田川・宇治川改修、大戸川ダムの関係」についても意見交換が行われた。主な意見や河川管理者への依頼事項は、「3 主な意見」の通り。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者4名から発言があった。主な意見は、「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

説明資料（第2稿）の検討について

資料2-1「淀川部会検討会（2003.6.26開催）の内容報告」をもとに前回の検討会（6月26日）で議論された内容「水源保全のための森林」「流砂の遮断」「魚道」「堤防強化」について意見交換が行われた。また、「琵琶湖の浸水被害の軽減と天ヶ瀬ダム、瀬田川・宇治川改修、大戸川ダムの関係」についても意見交換が行われた。

水源保全のための森林

・水源保全のための森林の維持管理については、当然、認識している。しかし、河川管理者だけではできないことなので、説明資料では「関係機関との連携を図る」という記述になっている。（河川管理者）

データやメカニズムははっきりしていないかもしれないが、森林の貯水・保水機能の観点からも、森林の保全について記述すべきではないか。

生態系も含めて山から海までの連続性を修復しなければならないという点は、河川管理者にとって共通認識となっているが、森林の保水機能や貯留機能については、いまだに結論が出ていないため、現段階では、洪水対策としての森林の保水機能について明示することはできない。ただし、説明資料（第2稿）の39頁の「流域で水を貯める」では、森林も含めた自然地の保水機能の保全を挙げている。また、土砂流出については、森林の有無によって大きな違いがあるため、土砂の項では、森林の保全整備について「関係機関と連携を深めていく」と記述している。（河川管理者）

琵琶湖の水位・浸水被害の軽減と天ヶ瀬ダム、瀬田川・宇治川改修、大戸川ダムの関係

・瀬田川～宇治川塔の島地区の整備によって、1500m³/sまで流下能力を増加する計画があるが、この計画と琵琶湖の水位と内水被害の関係が不明確だ。1500m³/s流下させることによって、琵琶湖の水位を素早く低下させ、琵琶湖周辺の内水被害が軽減できるというのが河川管理者の説明だが、1500m³/sとする意義があるのか、きめ細かく、説得力のある説明をお願いしたい。

4月の委員会にて、昭和36年洪水を例にして、現在の河道・堤防、地域の状況で、琵琶湖の周辺でどのような被害が発生するのかを説明した。今後、琵琶湖の周囲の地形（どの程度の高さにどの程度の土地が広がっているのか）、こういった家屋が存在しているのかについて、改めて資料を提出したい。（河川管理者）

・他の狭窄部は開削しないとしているにも関わらず、鹿跳溪谷（狭窄部）は開削（バイパスゲートで抜く）すると説明されている。これはダブルスタンダードではないのか。

瀬田川では、洗堰で流量がコントロールできるので、鹿跳溪谷を開削しても下流には負担を与えない。「下流に負担を与えない」という根本的な考え方は同一だ。（河川管理者）

・琵琶湖の水位にもっとも影響を与えるのは洗堰の操作。大戸川ダム、丹生ダムが琵琶湖の水位低下を抑制する効果はあまりにも低いのではないか。

現計画においては、大戸川ダムが琵琶湖の水位に貢献できる量は10cmを越えないことは間違いないだろう。しかし、たとえ数cmであってもコイ科の魚類が水位の浅いところで産卵をしているため、その産卵行動に大きな影響を与えている。より効果を発揮できるよう、5月10日の委員会で説明したように丹生ダムと連携を図ろうと考えている。（河川管理者）

丹生ダムと連携しても、琵琶湖の水位に与える影響は微々たるものではないか。琵琶湖の水位に与える影響は洗堰が圧倒的に大きいため、魚の産卵の時期にある水位を保つと

いうことは、ダムではなく、洗堰による操作でしかできないのでは。説明資料では、この点について、数値を用いてきちんと説明されていない。数値やデータを用いた説得力のある説明が必要だ。琵琶湖の水位を1日1cm上げるためには78m³/sの水を与える必要がある。丹生ダムから補給できる水の量は10m³/s程度ではないか。

現計画では、丹生ダムからの放流量は50m³/sを予定している。ただし、ダム下流の姉川や高時川に与える影響については調査不足であり、今後調査、検討しなければならない課題だと認識している。今後、数値も含めてきちんと説明させて頂きたい。(河川管理者)

・整備の優先度についてお聞きしたい。天ヶ瀬ダム再開発計画では、瀬田川の河道掘削、鹿跳溪谷の開削、天ヶ瀬ダムの放流能力増強、塔の島地区の河道掘削の4つの施策によって、1500m³/sを確保するということだが、これらの整備に優先度はあるのか。

瀬田川の河道掘削と鹿跳溪谷の開削を実施しなければ、必ずしも下流に1500m³/s流れないというわけではなく、琵琶湖の水位が高くなれば(ただし、この場合、琵琶湖周辺では浸水被害が発生している)、現状でも1500m³/sを流すことはできる。しかし、琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するためにより低い水位で1500m³/s流す必要があり、どれが欠けても不十分である。具体的な施工の順序は考えていきたいと考えているが、少なくともそれぞれの事業が完了する時期を合わせたいと思っている。ただし、1500m³/sを流したとしても琵琶湖沿岸の浸水被害を完全に解消できるわけではない。(河川管理者)

砂防堰堤と流砂の遮断

・ダムによる流砂の遮断は非常に大きな問題だと認識しており、対策が必要だと思っている。今できることとしては、ダムに貯まった砂をダンプカーで運ぶというものだが、下流のどこに、どれくらい、どの時期に移動するか等、考えなければならないことは多くある。検討していかなければならないと思っている。(河川管理者)

明治以来、日本の河川では、土砂災害を防ぐために砂防ダムをつくってきたが、ダムで完全に砂を堰き止めてしまった。現在はまだ川岸に砂が残っているので、まだよいが、今後、状況はますます悪くなっていくだろう。砂の量だけではなく、砂の流れが確保できるような川づくりをしていかなければならない。

・内水面漁業の漁獲量が25年前に比べて半減した理由の1つは、流砂が遮断されたことにある。特に、水生生物にとって、水に混じっている細かな砂の流れが重要であり、これが途切れると、生物だけではなく、川の形状や海への悪影響も現れてくる。

・説明資料には、ダムに貯まっている砂をダンプカーで下流に運ぶ方法が記述されているが、過去に淀川流域で実施された例はあるのか。

近畿ではないが、矢作川、矢作ダム、天竜川で実験的に数年前から実施されている。他の方法では、出し平ダムと宇奈月ダムでは排砂ゲートによる排砂を、関西電力の朝日ダムでは土砂バイパスによる排砂が実施されている。いずれの方法も様々な問題があり、これがベストと言える方法はまだないのが現状だ。ダンプカーによる土砂運搬は、いくつかの検討が必要だが、今すぐにもやろうと思えばできそうだとすることで記述した。

いずれにせよ、他の方法も含めて、どういう効果があり、どの程度コストがかかるのかも含めて検討していきたい。(河川管理者)

・淀川水系でダンプカーやゲート等による排砂を実施できる可能性のあるダムはあるのか。既設ダムで砂を下流へ流すためには、貯まっている砂の成分や粒径等を考えた上で判断していかなければならないので、説明資料(第2稿)では、既設のいくつかのダムについて検討していきたいと記述している。(河川管理者)

可能性という意味では、天ヶ瀬ダムでは、放流能力の増強と併せて土砂移動も検討している。旧志津川発電所の水路を改良すれば、土砂をうまく下流に流すことができるのではないかと考えている。(河川管理者)

魚道

・予算と時間が限られている以上、魚道整備は優先順位をつけて行っていくべきだ。

淀川本川では、現在のところ優先順位を決定した計画はないが、早急に検討していきたいと思っている。中でも特に、淀川大堰の魚道については、淀川の最下流にあり、しかも、かなり昔につくられたもので、部分的な改良では限界がある。このため、本格的な見直しをやるべきだと考えているので、優先度は高いものになるだろうと思っている。(河川管理者)

・魚道は、水生昆虫等の水生生物の上下移動も考慮して整備するべきだ。アユさえ上げられれば良い魚道ではなくて、他の水生生物も上げられる魚道が必要。

・これまでの魚道は、ダムさえ上げられればよいという考え方で、ダム湖の上流への遡上を視野に入れてつくられていないように思う。特にサケ科の魚は、ダムより奥の源流に近い場所で産卵をするため、ダム湖上流への誘導等についても考えるべきだ。

・木津川の魚道は形だけで機能していない。他の場所の魚道にしても、鳥のえさ場になってしまっているところもある。河川管理者も漁業者も魚道についてはわからないことが多い。今後、きちんと機能する魚道を考えていかなければならない。

・湧水時でも魚が遡上しやすいように、斜め井堰を検討してほしい。

斜めの構造物は、洪水時に水が集中して弱くなってしまいうために避けた方がよいというのが、治水上の大原則ではあるが、個別に工夫のしようはあるかもしれない。(河川管理者)

河川工学上好ましくないということは分かっていたが、あえて聞いた。ちゃんと魚が上れる魚道ができれば、そういった資源を子どもの世代に受け継いでいくことができる。コストがかかったとしても、今後のことを考えて、魚が集中して遡上できる魚道がある堰をつくれぬのか。

確かに堰自体を斜めにすると、洪水時に流れが偏ってしまい、治水上、問題がでてしまう。しかし、例えば天野川の落差工は、下流に向かって斜めの勾配を付けているので、どんな水位であっても魚が遡上できるようになっている。治水上の支障と魚道の上りやすさを考えて、一律に全部がどう、とはいかないが、まだまだ工夫の余地はあると考えている。(河川管理者)

流量が多くなって越流水深が大きくなれば、堰が少々斜めであっても、水の流れには影響がないという説もあるので、斜め井堰をタブー視せずに、場所に応じて検討して頂きたい。

堤防強化

- ・現在、個々の箇所の堤防強化技術については別途委員会を設立して検討を行っている。検討の経過については流域委員会に示したい。(河川管理者)

<河川管理者への依頼事項>

- ・琵琶湖の水位・浸水被害と天ヶ瀬ダム、瀬田川・宇治川改修、大戸川ダムの関係についての定量的なデータによる説明
- ・塔の島地区の40年前と現在の航空写真の提供
- ・大戸川ダム事業と県道事業と関係に関する資料の提供
- ・琵琶湖の水位と周辺の内水被害の関係と1500m³/s放流の関係に関する説明
- ・水需要の精査・確認、新規需要計画、ダム等の水源施設の財産権と債権、利水事業者の財政事情の精査・確認に関する表の作成(資料2-2 p.30~33)
- ・ダムの計画変更のプロセス(昔の計画との対比)

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者4名から発言があった。

- ・説明資料(第2稿)に舟運の航路確保が記載されることになったのは何故か、河川管理者に説明して欲しい。
- ・流域の住民が安心して暮らせるよう、大戸川ダムを建設してほしい。また、ダム建設を契機に田上山の再生を目指して市民が一体となって進めている取り組みも計画に入れてほしい。
- ・琵琶湖の環境改善のためには、洗堰の操作規則の変更が必要。塔の島地区で1500m³/s流量が確保できれば、規則の変更も可能ではないか。
- ・天ヶ瀬ダム再開発の工事用道路整備はトンネル式放流設備建設のためなのか。直ちに中止して頂きたい。

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。
なお、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

配付資料リスト

第21回淀川部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		Y21-A
資料1	委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)	Y21-B
資料2-1	淀川部会検討会(2003.6.26開催)の内容報告	Y21-C
資料2-2	説明資料(第1稿)および(第2稿)の淀川部会に関連する部分についての論点、意見等	Y21-D
資料3	7月~9月の委員会、部会、運営会議の日程について	Y21-E
共通資料	淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)	Y21-F
参考資料1	委員および一般からのご意見	Y21-G

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.14の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。



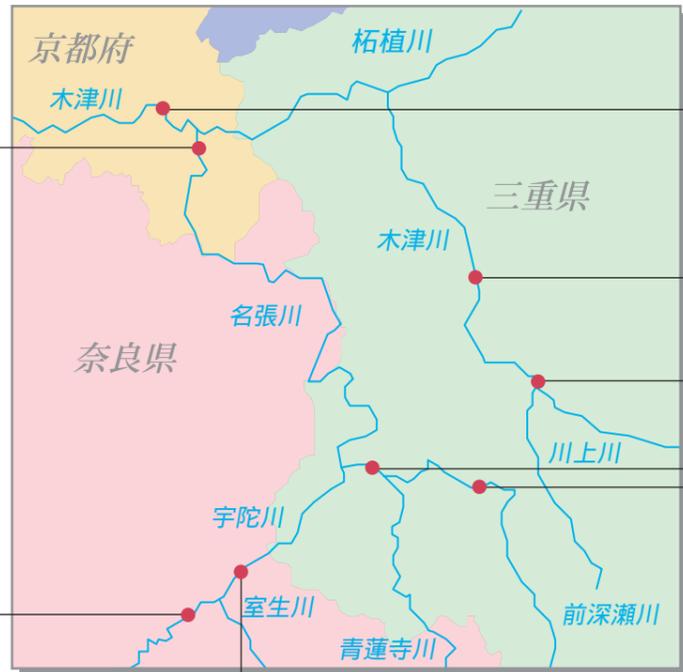
淀川部会 魚道現地視察の内容

平成15年7月28日(土)、淀川部会委員により、ダムと堰およびそこに設置されている魚道の現状と課題について認識を深めることを目的に、木津川流域の魚道の現地視察が行われました。
また、視察の後には委員と河川管理者による意見交換が行われました。

開催日時：2003年7月28日(土) 9:00~17:30
場 所：木津川流域
参加者数：委員9名、河川管理者20名



現地視察の視察ポイント



現地視察の行程

- 木津駅
- 相楽発電所
- 大河原発電所付近
- 高山ダム
- 統合井堰
- 依那具井堰
- 川上ダム建設所
- 川上ダムサイト
- 比奈知ダム
- 高岩井堰
- 片山井堰
- ナルミ井堰
- 室生ダム副ダム
- 名張産業振興センター (ASPIA) 意見交換会会場

意見交換概要

開催時間：2003年7月28日(月) 16:15～17:30

場 所：名張産業振興センター(ASPIA)

主な意見

本日の視察の感想

委員 設置しただけで魚道として機能していないものがほとんどである。魚が上りやすい川づくりを念頭に、堰の設計等最初から考え直す必要がある。

委員 魚道と堰と水利権の関係を見直す必要があるのではないかと。落差の激しい堰を作って魚道を設置するより、落差の小さい堰がたくさんある方が魚のためには良い。

委員 設置しただけで魚道として機能していない。他の河川施設に比べて技術が進歩していない。魚道は利水施設の管理者が設置するものなので、河川管理者と施設管理者間の責任分担が不明瞭で難しい。

委員 設置しただけで魚道として機能していないのは、魚道を必要としている漁

業者が他人任せにしていたからではないか。技術の研究は、それを必要としている人との連携が不可欠である。

委員 道路沿いに川魚を食べさせる店が全くなかった。きれいな水、風景で川魚を楽しむ文化があれば、現在の魚道のあり方も違っていただけないか。また、既設魚道は板1枚余分に付けるかどうかで大分変わってくるのではないだろうか。作った施設を役立てる管理・運用のあり方を検討する必要がある。また、堰の代わりに河川内に深堀のプールを作って溜めた水をポンプでくみ出して水を利用することはできないのか。

委員 川の水をポンプでくみ出す技術は検討に値する。その場合、既設の農業用



水路の見直しが必要である。

委員 少なくとも4～6月、8月末～10月の魚の産卵期には魚道として機能するようにすべきである。研究者はアユ、マスなどに対する関心は高いが、小魚にも配慮すべきである。それには人間が考えた魚道ではだめで、堰のサイドに小川を設けるのがよいだろう。一度作ったら魚の利用状況等を調査して改良できるような仕組みも必要である。漁業組合単位ではなく、上流～下流一体での対策が必要である。

委員 今日見てきた魚道の問題点は素人の目から見ても十分分かるものであった。専門家の理論、数字だけでなく、一般市民の目で見ると調査も取り入れて欲しい。関係機関と話し合い、施設の存廃も含めた検討を行うべきである。

委員 魚道のない川が本来の川だが、漁業権や水利権が設定されている以上、今の堰の撤去や統合は難しい。本当に魚の身になって関係者と意見交換し、より良い魚道を検討すべきである。

委員 現場に密着して魚道のことを考え

ている人がいない。その場所の特性に応じた魚道を検討すべきである。まずは大きなダムが存在しない木津川筋を海までつなぐことを試み、結果を検証し他へ展開すべきである。既設の魚道は川を上るためのもので川を下る方向への配慮がされていない。

河川管理者 魚道の問題点は素人目にも十分判断できる。会議室で議論するよりも一度現場を見てもらえればすぐに答えが出る。整備計画では、少々の改修で対応できること、水利組合と協議の上検討すべきこと等に付けて記載すればよい。

河川管理者 『少々の改修で対応できそう』というのはあくまで素人判断なので、それで本当に上手く行くかどうか分からない。魚道の設置段階でフレキシブルな部分を残し、試験運用・改良を繰り返すことを検討しても良いのではないかと。

委員 流域委員会終了後、委員がボランティアで参加する魚道研究会を作ってみてはどうか。また、漁業組合の提案で仮設の魚道を作ってみて、利水者に結果を認めさせるのが良いのではないかと。



淀川部会 委員リスト

2003.7.5現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	環境・利用部会 住民参加部会
2	今本 博健	洪水防御 (河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	治水部会 利水部会
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	治水部会
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院 農学生命科学研究科 教授	利水部会 住民参加部会
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・ 市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	環境・利用部会 利水部会 住民参加部会
6	紀平 肇	動物	中間法人 水生生物保全研究会 理事	環境・利用部会
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医、 小竹医院 院長、 淀川ネイチャークラブ 会長	住民参加部会
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	環境・利用部会 住民参加部会
9	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	環境・利用部会
10	田村 悦一	法律(行政法)	京都橘女子大学文化政策学部 教授	住民参加部会
11	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネート)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	住民参加部会
12	寺田 武彦 (部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	利水部会 住民参加部会
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	環境・利用部会
14	槇村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	環境・利用部会 利水部会
15	榎屋 正 (部会長代理)	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	環境・利用部会 治水部会 利水部会
16	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	環境・利用部会 治水部会
17	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	環境・利用部会
18	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	環境・利用部会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

委員 漁業組合と農業組合のメンバーは重複している人も多い。魚よりも米を優先させてきた歴史がある。今後、米と同等に魚の権利を主張する必要があると思う。

委員 まずは調査が必要。そして何度も改良、調査を繰り返せば、実際に魚がのぼれる魚道ができると思う。

河川管理者 魚道をのぼる生物種に関しては、水辺の国勢調査をポイントで行っている。また、国勢調査の対象ポイント以外では整備計画に上がっている堰で今年の秋から実態調査を予定している。

委員 調査をするにあたっては、ただ特定のある部分にどんな魚がいたかを調査するだけではなく、これから川をどうしていくかをふまえたうえで、調査方針を考えて行う必要がある。

委員 川の魚の問題を国民的な運動にしていくためには、採った魚を食べられる水質に改善すべきである。また、洪水が起きて壊れない魚道を設置すべきである。

河川管理者 魚道で鵜が、魚が遡上してくるのを待ち構えていることがある。魚を外敵から保護することも同時に考えて

いく必要がある。

委員 鳥が近づかないように、魚道の上に網を張っているところもある。魚道のそばに大木を置いて木陰をつくと外敵保護にもなるし魚は喜んで寄ってくる。魚道周辺の環境整備も必要である。

河川管理者 設計も大切だが、施設設置後の管理も重要である。皆様のご協力をいただきながら、監視、管理の充実を図っていききたい。

河川管理者 魚道設置後のフォローができていないということが現地を見てわかった。現状で堰の財産権は利水者にあるため、河川管理者にとって難しい問題である。縦割り行政の是正が必要である。魚道(堰)は直轄以外では許可工作物となっており、申請どおり許可するしかない。

委員 まずは水利組合に正しい魚道のあり方をわかってもらうことが大切。これからは河川管理者と水利組合との話し合いを、双方の立場を理解しているNPOなどの第三者が取り持つべきではないか。

以上



これまで開催された会議等について

第21回淀川部会(平成15年7月5日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 第6回	平成13年開催	第1回 第8回	平成13年開催	第1回 第10回	平成13年開催	第1回 第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第12回	H14/2/5(火)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第13回	H14/3/14(木)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第14回	H14/4/5(金)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第15回	H14/5/27(月)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第16回	H14/6/24(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第17回	H14/7/31(水)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第18回	H14/9/24(火)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第19回	H14/10/29(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第20回	H14/12/13(金)	第16回	H14/11/8(金)
第17回	H15/1/24(金)	第19回	H14/11/9(土)	第21回	H15/1/29(水)	第17回	H14/12/12(木)
第18回	H15/2/24(月)	第20回	H14/12/14(土)	第22回	H15/5/19(月)	第18回	H15/7/1(火)
第19回	H15/3/27(木)	第21回	H15/1/29(水)	第23回	H15/6/10(火)		
第20回	H15/4/21(月)						
第21回	H15/5/16(金)						
第22回	H15/6/20(金)						
環境・利用部会		治水部会		利水部会		住民参加部会	
第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/2/24(月)
第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)
第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/14(月)	第3回	H15/4/11(金)
第4回	H15/4/17(木)	第4回	H15/4/14(月)			第4回	H15/4/18(金)
第5回	H15/5/29(木)					第5回	H15/5/27(火)
その他	設立会	H13/2/1(木)		シンポジウム		H14/6/23(日)	
	発足会	H13/2/1(木)		拡大委員会		H14/11/13(水)	
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)		提言説明会		H15/1/18(土)	
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)					

配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

- 氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。
- 寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。
- ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。
- ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

ホームページ <http://www.yodoriver.org>

E-mail k-kim@mri.co.jp

TEL 06-6341-5983

FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所 関西研究センター内

淀川水系流域委員会 淀川部会ニュース No.21

2003年10月発行

【編集・発行】 淀川水系流域委員会

【連絡先】 淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E-mail:k-kim@mri.co.jp□

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源開発公団 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。